

悪質商法から高齢者を守る！

SF商法

景品につられて…

ふとんや健康食品を買わされた！

事例

昨日、住んでいる団地の部屋に「近所で健康の話をする。景品をあげるから来て」と若い男性が来た。言われたとおり団地の一室へ行くと、他にも近所の人が集まっていた。業者はおもしろい話をしながら「この景品が欲しい人」と言うので、手をあげて何度も景品をもらううちに「ふとんが欲しい人」と聞かれつい手をあげてしまい、25万円を買ってしまった。

アドバイス

- ◇ 事例は、締め切った会場に人を集めて無料の景品を配り、興奮状態にした後で高額な商品売りつける『SF商法』（『催眠商法』とも言います）という手口です。
- ◇ 売りつける商品はふとんや健康食品が多くなっています。
- ◇ 契約するとその日のうちに商品を持って自宅まで一緒についてきて、代金の全額又は一部を現金で支払わせます。
- ◇ SF商法で契約した場合、8日以内であればクーリング・オフが可能です。しかし代金を支払った後は連絡がとれなくなる、といった悪質なケースもあります。
- ◇ この手口は、被害者のほとんどが昼間家に居る高齢者です。まわりの方々も、日頃から高齢者の行動に注意するなどの見守りが大切です。

被害にあわないために！

- 無料の景品に惑わされない
- その場の雰囲気流されない
- おかしいと気づいたら、**すぐに消費生活センターへ相談を！**



裏面も見てね

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)